

消防予第 522 号  
令和 6 年 10 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

計画通知制度における消防長及び消防署長への通知について  
(通知)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）が令和 6 年 6 月 12 日に成立し、同月 19 日に公布され、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）に関する改正（計画通知制度の民間開放）が令和 6 年 11 月 1 日に施行されます。

本改正に関し、改正後の法等の運用に係る細目について、国土交通省から指定確認検査機関に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、別添 1 のとおり通知されました。

本改正による留意事項について、下記のとおりまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 指定確認検査機関が改正後の法第 93 条第 4 項に基づき、同法第 18 条第 4 項の規定により、建築物の計画について、建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知するときは、建築主から指定確認検査機関に対し提出された書類又はその内容を記載した書類をあわせて送付することとなったこと。

なお、この書類には指定確認検査機関の名称、代表者の氏名、審査結果及び送付書類の返却方法並びに指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先が明示されるものであること。

- 2 消防長又は消防署長は、指定確認検査機関から当該通知を受けた場合、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条第 2 項に定める期限及び「建築基準法及び同法関係法令の施行と消防法第 7 条の運用について」（昭和 25 年 12 月 15 日付け国消管発第 292 号、住発第 755 号）（別添 2）4 に準じて、建築主事等から通知を受けた場合と同様に指定確認検査機関にその審査の結果を通知すること。

なお、様式の定めはないこと。

消防庁予防課 担 当：川合、泉、倉田 電 話：03-5253-7523 E-mail：yobouka-y@ml.soumu.go.jp
--

国住指第277号  
令和6年10月25日

各指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
（公印省略）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「改正法」という。）が令和6年6月12日に成立し、同月19日に公布され、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に関する改正は令和6年11月1日（以下「施行日」という。）に施行されることとなりました。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令については、令和6年10月11日に公布され、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令及び告示の改正については、本日公布されたところであり、改正法の施行日から施行される予定です。

については、改正後の法等の運用に係る細目について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知します。

なお、都道府県建築行政主務部長、特定行政庁及び地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、並びに各消防長及び消防署長に対しては、別添により下記2. について周知していることを申し添えます。

記

1. 改正概要

国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の建築物について、従来の建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）に加え、指定確認検査機関による審査、検査等を可能としました。

2. 消防長及び消防署長への通知について

- (1) 建築主事等又は指定確認検査機関が改正後の法第93条第4項に基づき、同法第18条第2項又は第4項の規定による通知を、当該通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知するときは、建築主から建築主事等又は指定確認検査機関に対し提出された書類又はその内容を記載した書類をあわせて送付してください。

(2) 消防長又は消防署長は、当該通知を受けた場合、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条第 2 項に定める期限に準じて、建築主事等又は指定確認検査機関にその審査の結果を通知することとなります。

### 3. 確認検査業務規程の変更について

指定確認検査機関は、国等の建築物について、確認検査の業務を行う場合、法第 77 条の 27 に規定する確認検査業務規程にそれを定め、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならないことに留意してください。

### 4. 確認検査業務規程の認可

都道府県知事は、確認検査業務規程の認可に当たって、指定確認検査機関が行う確認検査の業務の公正・中立性の確保及び適確な実施が図られるよう、確認検査業務規程に、次に掲げる事項が含まれていることを確認の上、認可してください。

- (1) 指定確認検査機関が改正後の法第 93 条第 4 項に基づき、同法第 18 条第 4 項の規定による通知を、当該通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知するときは、建築主から指定確認検査機関に対し提出された書類又はその内容を記載した書類を添付すること。
- (2) (1) の書類には、指定確認検査機関の名称、代表者の氏名、審査結果および送付書類の返却方法並びに指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先を明示されていること。

国消管発第292号  
住発第755号  
昭和25年12月15日

各都道府県知事 殿

国家消防本部管理課長  
建設省住宅局長

建築基準法及び同法関係法令の施行と消防法第7条の運用について

第7国会で成立した建築基準法の施行期日を定める政令は、政令第319号で同法施行令は、昭和25年11月16日付政令第338号で、それぞれ11月23日から全面的に施行されることとなつたが、これらの法令は消防との関連が特に大であるから、関係法令の知悉研究はもとより特に消防法第7条の運用については、左記諸点に留意して行政上万違算のないよう貴管下市町村をよろしく御指導願いたい。

記

- 1 建築基準法附則第11項で改正された消防法第7条は、建築基準法の施行に伴い効力が発生するので、消防長又は消防署長が同意を求められたときは、速かに所要の調査を行い、消防法第7条第2項に基く期限内（3日又は7日）に同意又は不同意の通知をし、事務の渋滞を来さないようにすること。
- 2 建築主事が同意を求め又は消防長又は消防署長が同意不同意の通知をするときは、使便を原則とすること。
- 3 消防長又は消防署長が同意を求められた場合は、防火に関する法律、命令、条例に基いて同意又は不同意（根拠法令の条文を明示して理由を付すること。）の何れか一方の明確な表示をすること。
- 4 建築基準法は、従来と異り国又は地方公共団体の建築物にも適用されるので、同法第93条第3項の規定によつて建築主事が、消防長又は消防署長に通知するときは、関係図書をあわせて回付すること。消防長又は消防署長は、通知をうけたときは、速かに、その審査の結果を消防法第7条第2項に定める期限に準じて、建築主事に通知すること。
- 5 建築主事の行う事前の確認は、重要な事項に限定して、できる限り手続の簡易化を図つたものであり、現場における検査に重点をおいているので、消防長又は消防署長は、同意を与えた後でも完了後の建築物に対する予防査察の励行に努め、予防行政の徹底を図るようにすること。
- 6 建築基準法第27条第6号に規定する危険物の数量の限度は、同施行令第116条で、常時貯蔵する場合は、危険物取締条例準則別表第1中、甲に属するものは、指定数量の10倍、同じく乙に属するものは100倍とし、製造所又は処理場の場合は、甲乙共10倍としてあるので、

殆んど全部が市町村条例による危険物取締の対象となるから、この点に鑑み、危険物取締条例を制定し、取締上遺憾なきを期すること。

- 7 建築基準法第85条、同施行令第143条の仮設建築物に対する制限の緩和の規定中、特に仮設興行場、博覧会建築物はその用途の性質上、災害防止の見地に基いて慎重に取扱わなければならないので、消防長又は消防署長が建築許可に対する同意にあたっては、十分に考慮を払う必要があること。
- 8 消防長又は消防署長、特定行政庁、建築主事及び建築審査会は常に連絡を密にし、協調に努めるようにすること。